

個人情報保護法等に基づく公表事項等

個人情報保護に関する法律等に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます（用語等は当会の個人情報保護方針と同一です）。

広島県果実農業協同組合連合会
代表理事会長 川田 洋次郎
(平成29年6月19日制定)

1. 当会が取扱う個人情報の利用目的（保護法第18条第1項関係）

別表1、別表2のとおりです（後記3以下も併せてご覧ください）。

なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

2. 当会が取扱う保有個人データに関する事項（保護法第27条第1項関係）

(1)当該個人情報取扱事業者（当会）の名称 広島県果実農業協同組合連合会

(2)すべての保有個人データの利用目的

別表3のとおりです。

(3)開示等の求めに応じる手続

保有個人データにかかる開示等の求めに応じる手続は、以下の通りです。なお、当会が行うダイレクトメールや電話によるご案内等について、ご本人または代理人の方から利用停止のお申し出があった場合には、ただちにダイレクトメールや電話によるご案内のための個人情報の利用を中止いたします。

(i)開示等の求めのお申出先

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申し出下さい。

なお、お取引内容等に関するご照会は、下記にお尋ね下さい。

総務企画部総務企画課（TEL：0846-26-0011）

(ii)開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

個人情報開示請求書、委任状、個人情報の訂正・利用停止・消去等請求書

(iii)開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法

◆本人の確認方法について

なりすましによる情報の漏えいを防止するため、次により開示等請求者の本人確認を行います。なお、電話等による開示等の求めがあった場合には、来会又は郵送もしくは FAX による請求等を求めます。

・来会による請求の場合

窓口において直接的に本人であることを証明できる運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、年金手帳、実印及び印鑑証明書（交付日より6ヶ月以内のもの）、個人番号カード又は在留カードの提示を求めます。

・郵送又は FAX の場合

郵送の場合には、運転免許証又はパスポートの写しの他に、請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より6ヶ月以内のもの）の同封を求めます。

FAX による場合には、運転免許証又はパスポートの写しと請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より6ヶ月以内のもの）の写しの送付を求めます。

◆代理人資格の確認方法について

代理人による請求の受付は、来会によるものとし、この場合には本人および代理人双方につき、前条の本人確認の方法により確認を行います。ただし、代理人が弁護士の場合には、名刺・バッジを確認のうえ、登録番号を控えることによることができます。

代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行います。

・法定代理人の場合

請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

・任意代理人の場合

本人の印鑑証明書（交付日より6ヶ月以内のもの）付きの請求書および委任状

(iv) 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

利用目的の通知および開示の請求については、1件当たり3,000円（消費税は別）の事務手数料を徴するものとします。ただし、当方の過失により開示した個人データに誤りがあった場合には、収受した手数料を返還します。郵送又は FAX による場合は指定口座にお振込みいただきます。

(4)保有個人データの取扱いに関し当会が設置する苦情のお申出先窓口

総務企画部総務企画課（TEL：0846-26-0011）

3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（保護法第23条第2項関係）

保護法第23条第2項は、第三者に提供される個人データ（機微情報は除きます。）について、ご本人の求めに応じてご本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三

者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段または方法、④ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑤ご本人の求めを受け付ける方法につき、ご本人が容易に知り得る状態においておおよび個人情報保護委員会に届け出たときは、個人データを第三者に提供することができることを定めています。

4. 共同利用に関する事項（保護法第23条第5項3号関係）

保護法第23条第5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当会が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 農地情報関係

①共同利用する個人データの項目

- ・農地の地番、地目、地質、作物、地権者の権利関係
- ・農家世帯主名、住所、電話番号
- ・作付計画その他規模拡大等農業経営に関する意向

②共同利用する者の範囲

- ・本会、会員組合、産地協議会構成員

③共同利用する者の利用目的

- ・地域の農業ビジョンの策定
- ・農作業受委託事務
- ・農地の集団化、作業計画等の調整
- ・権利移動の調整
- ・適地・適作の促進等の支援

④個人データの管理について責任を有する者

- ・当会

(2) 担い手等支援関係

①共同利用する個人データの項目

- ・氏名、性別、生年月日。勤務先等の属性情報
- ・住所、電話番号、電子メール等の連絡先情報
- ・作付計画、その他農業経営に関する情報

②共同利用する者の範囲

- ・本会、会員組合、JA広島中央会、県、市町等

③共同利用する者の利用目的

- ・就農計画の策定

④個人データの管理について責任を有する者

・ 当会

5. 個人情報の主な取得元および外部委託している主な業務

(1) 個人情報の主な取得元

当会が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。

- ①各種申込書や実施するアンケート等に、お客さまに直接、記入していただいた情報
- ②商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報
- ③市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報

(2) 外部委託をしている主な業務

当会は業務の一部を外部委託しております。また、当会が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。

- ①情報システムの運用・保守に関する業務
- ②法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務

6. 備考

当会が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

以上